

入札説明書

- 1 入札参加者は、守谷市市有財産有料駐車場設置場所一時貸付に関する募集要項及びこの入札説明書を熟読の上、入札してください。
- 2 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 日時
令和4年2月28日（月）
※ 入札の開始時間は午前10時です。
 - (2) 入札受付時間
入札当日の午前9時30分から午前9時55分までとします。
ア 受付時間は入札物件に関わらず、全てにおいて上記の時間内とします。
イ 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできません。
ウ 入札（開札）会場への入室は、会場スペースの関係上、各社（者）1名とします。
 - (3) 入札会場
守谷市大柏 937 番の 2
守谷中央図書館 集会室 1
- 3 入札保証金
免除
- 4 契約保証金
免除
- 5 入札の手続
 - (1) 入札方法
ア 入札書（様式第4号）に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。
イ 入札書は、当日持参するか簡易書留による郵送とし、電報、ファックス等による入札は認めません。
ウ 入札に参加される方は、所定の入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、入札時に入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合は、委任状（様式第5号）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
郵送により受領した入札書は、入札参加者が持参した入札書を投函した後に入札箱に投函します。
エ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意

ください。委任状についても同様です。

(2) 入札時に持参する書類

- ア 一般競争入札参加資格決定通知書
- イ 入札書（様式第4号）
- ウ 委任状（様式第5号）

代理人の方が入札される場合に必要となります。

(3) 簡易書留による郵送の場合

ア 受領期間 令和4年2月25日（金）午後5時までとする。

イ 郵送先 〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市役所 総務部 管財課

ウ 郵送方法 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒には、入札書（様式第4号）を入れ封かんし、表面に「入札書在中」と朱書きし、入札件名及び申込者名を記載すること。
- ・ 表封筒には、上記中封筒を入れ封かんし、表面に「入札書在中」と朱書きし、上記イの郵送先住所・宛名及び入札件名及び申込者の住所・名称を記載すること。

6 落札者の決定等

有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、当該最高価格をもって入札した者が2人以上あるときは、当日入札書を持参した者を落札者とし、当日入札書を持参し入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

7 無効な入札等

(1) 次の各号の一つに該当する入札は無効とします。

- ア 入札に参加する資格がない者の入札
- イ 同一物件の入札において、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ウ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- エ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- オ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- カ 入札に関し、不正行為があった者の入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札受付時間内に、入札（受付）会場に本人又は代理人が到着しない場合及び受領期間以降に到着したものは、失格とします。

8 契約の締結

- (1) 落札者は、令和4年3月7日（月）までに守谷市と市有財産一時貸付契約（以下「本件契約」という。）を締結していただきます（土曜日及び日曜日を除く）。なお、契約金額は総額で行います。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。また、守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づき、一定期間、守谷市の競争入札に参加することができなくなることがあります。

- (2) 落札者が契約を締結しない場合には、当該落札は効力を失います。

9 貸付料について

- (1) 貸付料の総額（契約金額）は、落札金額に契約年数を乗じ及び初年度分の日割りを加算し、さらに消費税相当額を加算した金額（落札金額×貸付期間の年数月＋消費税及び地方消費税）となります。

- (2) 各年度当初に市が発行する納入通知書により、市の指定する日までに納入すること。

10 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、守谷市財産管理規則、守谷市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによります。

- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。

- (3) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、守谷市市有財産有料駐車場設置場所一時貸付契約を解除することがあります。